

## おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例（案）

### 提案趣旨

神戸市は、異国の文化が溶け込んだハイカラな街として国内外に知られています。その一方、六甲山の北部には水田地帯や果樹園が広がり、六甲山系を西に過ぎると広大な平野部に農地が形成されるなど、畜産や花きを含め近畿圏でも有数の農業が営まれてきました。さらには、兵庫から舞子にかけ瀬戸内海の魚を扱う漁業の街でもあります。

神戸の食は、このように豊かな農産物、畜産物、水産物に恵まれ、また早くから外国と交易を行うことで、神戸ビーフに代表される独自の食文化が発展してきました。このため、本市では食を軸とした都市戦略を掲げ、地産地消や食のブランド化、世界への情報発信などに取り組んでいます。

しかし、農水産業等の従事者の高齢化や担い手不足は、深刻な課題となっています。将来世代にわたり、神戸の農水産業等を維持し、神戸独自の地域文化を継承していくためには、新たな潮流が必要です。現在、神戸産農水産物等の市内における認知度や流通量は十分とはいえません。市内流通の促進を図ることで、巨大消費地の近くに生産地があり、神戸産農水産物等を新鮮に供給・消費できる地域特性をいかしていく必要があります。また、市内で生産され、とれたてでおいしく、かつ安全で安心な農水産物等を、消費者である市民に届けに行くことは、広く市民の豊かな生活に寄与することにもつながります。

そこで、人と自然との共生を図りながら持続的な産業として農水産業等を営んでいけるよう、地産地消を含めたおいしい神戸産農水産物等の活用の推進を推進することを目指し、おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例を提案いたします。

議員提出第40号議案

おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例の件

おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

提出者 神戸市会議員

安井俊彦	平野昌司	安達和彦
守屋隆司	坊やすなが	むらの誠一
坊池正	平井真千子	山口由美
佐藤公彦	河南ただかず	長瀬たけし
しらくに高太郎	山下てんせい	五島大亮
植中雅子	かわべ宣宏	岡田ゆうじ
吉田健吾	上嶋寛弘	吉田謙治
大澤和士	北川道夫	壬生潤
藤本浩二	向井道尋	沖久正留
菅野吉記	軒原順子	堂下豊史
高瀬勝也	徳山敏子	藤原武光
池田りんたろう	大井としひろ	川内清尚
川原田弘子	岩田嘉晃	平木博美
人見誠	永江一之	

おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例

神戸市は、異国の文化が溶け込んだハイカラな街として国内外に知られている。その一方、六甲山の北部には、水田地帯や果樹園が広がり、六甲山系を西に過ぎると、広大な平野部に農地が形成されるなど、畜産や花きを含め近畿圏でも有数の農業が営まれてきた。さらには、兵庫から舞子にかけ瀬戸内海の魚を扱う漁業の街でもある。

このように豊かな農産物、畜産物、水産物に恵まれ、また早くから外国と交易を行うことで、神戸ビーフに代表される独自の食文化が発展してきた神戸の食に注目し、本市では食を軸とした都市戦略を掲げ、地産地消や食のブランド化、世界への情報発信などに取り組んでいる。

しかし、農水産業等の従事者の高齢化や担い手不足は、深刻な課題となってきたており、将来世代にわたり、神戸の農水産業等を維持し、神戸独自の地域文化を継承していくためには、新たな潮流が必要である。現在、神戸産農水産物等の市内における認知度や流通量は十分とはいえず、市内流通の促進を図ることで、巨大消費地の近くに生産地があり、神戸産農水産物等を新鮮に供給・消費できる地域特性をいかしていくことが必要である。また、消費者である市民に対し、市内で生産され、とれたてでおいしく、かつ安全で安心な農水産物等を届けていくことは、広く市民の豊かな生活に寄与することにもつながる。

そこで、人と自然との共生を図りながら持続的な産業として農水産業等を営んでいけるよう、地産地消を含めたおいしい神戸産農水産物等の活用を推進するため、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、神戸産農水産物等の活用の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市、生産者、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、もって神戸産農水産物等の活用の推進に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農水産業等 農業、水産業及び畜産業をいう。
- (2) 農水産物等 農産物、水産物及び畜産物をいう。
- (3) 神戸産農水産物等 市内で生産された農水産物等及びこれを市内で加工したものをいう。
- (4) 生産者 市内で農水産物等を生産する者及びその組織する団体をいう。
- (5) 事業者 次に掲げるいずれかの者に該当する者及びその組織する団体をいう。

ア 市内で農水産物等又はこれを加工した製品の流通を行う者

イ 市内で農水産物等又はこれを加工した製品の加工を行う者

ウ 市内で農水産物等又はこれを加工した製品を調理し、又は飲食物として

提供する者

(6) 6次産業化 1次産業としての農水産業等，2次産業としての加工業及び3次産業としての小売業等の事業の総合的かつ一体的な推進を図り，市内で生産された農水産物等を活用した新たな付加価値を生み出す取組をいう。

(基本理念)

第3条 市，生産者，事業者及び市民は，健全で豊かな市民生活の向上及び神戸独自の地域文化を継承していくことを旨として，次項に規定する取組を実施するよう努めるものとする。

2 市，生産者，事業者及び市民は，相互に連携し，神戸産農水産物等の情報を共有することを通じてそれぞれの立場を理解し，及び協力しながら神戸産農水産物等の活用を推進することにより，市内における農水産業等を健全で持続可能な産業として振興し，及び発展させるよう取り組むものとする。

(市の責務)

第4条 市は，生産者，事業者及び市民と連携し，及び協力して，神戸産農水産物等の活用の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は，新たに農水産業等に就業しようとする者及び就業した者（いずれも後継者を含む。）並びに農水産業等の多様な担い手への支援を行うものとする。

(生産者の役割)

第5条 生産者は，第3条の基本理念にのっとり，安全で安心な農水産物等の供給の重要性を認識し，農水産業等の生産拡大及び担い手の育成並びに6次産業化の推進に努めるとともに，神戸産農水産物等の市内流通の促進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は，第3条の基本理念にのっとり，神戸産農水産物等の活用及び市内流通の促進並びに6次産業化の推進に努めるものとする。

2 事業者は，安全で安心な食品の提供の重要性を認識し，市民に対し食品に関する幅広い情報を提供するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、第3条の基本理念にのっとり、市内における農水産業等の振興に対する理解を深めるとともに、調理を始めとした食及び神戸産農水産物等に関する知識を深め、神戸産農水産物等を消費し、又は活用するよう努めるものとする。

（生産者、事業者及び市民の交流支援）

第8条 市は、農漁業体験等を通じた生産者、事業者及び市民による交流を支援することにより、それぞれの立場の理解が深まり信頼関係が構築されるよう努めるものとする。

（啓発活動等）

第9条 市は、神戸産農水産物等の魅力及び活用に対する市民の関心及び理解を深め、及び生産者、事業者及び市民の間の相互理解を促進するため、情報共有、広報その他の啓発活動等を行うよう努めるものとする。

（生産、供給及び市内流通の促進）

第10条 市は、神戸産農水産物等が安定的に生産され、及び供給されるよう、市内における農水産物等の生産拡大、農水産業等の担い手に対する支援及び神戸産農水産物等の市内流通の促進に努めるものとする。

（生産環境及び生産基盤の整備等）

第11条 市は、神戸産農水産物等の生産性の向上を図るため、農水産業等の生産環境（農地、漁場等の周辺環境をいう。）及び生産基盤の整備、保全及び活用のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（神戸産農水産物等の優先利用）

第12条 市は、自らが主催する行事等において農水産物等（これを加工したものを含む。）の提供又は販売を行うときは、できる限り神戸産農水産物等を利用するよう努めるものとする。

2 市は、学校給食の食材調達に当たっては、神戸産農水産物等を優先的に利用するよう努めるものとする。

（ブランド化の推進）

第13条 市は、生産者、事業者及び市民と連携し、神戸産農水産物等のブランド化を進め、その魅力を国内外に発信するものとする。

(他の施策との連携)

第14条 市は、観光旅行者の来訪を促進するため、観光に関する施策との連携を図り神戸産農水産物等を観光資源として有効に活用するとともに、多様な媒体による広報宣伝の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、神戸産農水産物等の活用の推進に当たっては、食育の推進に関する施策との連携を図るものとする。

(6次産業化の支援)

第15条 市は、生産者及び事業者が行う6次産業化を支援するとともに、6次産業化に対する市民の関心及び理解を深めるため、市民に対する情報提供及び啓発活動等を実施するよう努めるものとする。

(組織体制の整備)

第16条 市は、神戸産農水産物等の活用の推進に関する施策を実施するために必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、神戸産農水産物等の活用の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第18条 市長は、毎年度、市の施策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

地産地消を含めたおいしい神戸産農水産物等の活用を推進するに当たり、条例を制定する必要があるため。

経済港湾委員会  
(経済観光局)  
平成31年2月14日

## 経済港湾委員会資料

<おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例(案)関連>

平成31年2月14日

経済観光局



## 「おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例」（案）に関する 神戸市の取り組み状況

### 1 国の方針

#### (1) 食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）

##### 第 3 食料，農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

##### 1. 食料の安定供給の確保に関する施策

##### (2) 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大，「和食」の保護・継承

##### ① 食育の推進と国産農産物の消費拡大

(略) 国産農産物の消費拡大に向けて，食育や「和食」の保護・継承，介護食品の開発など医療・福祉分野と食料・農業分野が連携する医福食農連携，農村の魅力と観光需要を結び付ける農観連携，国産花きなど品目別の需要拡大等を推進する取組と連携しつつ，官民一体となった国民運動を推進する。また，地域の農産物の学校給食への安定供給体制を構築するなど，関係府省が連携しつつ，地産地消を更に推進する。特に，米については，米飯学校給食の更なる拡大，簡便化や健康志向等の消費者ニーズに対応した新商品の開発等を推進する。

#### (2) 六次産業化・地産地消法（平成 22 年施行）

正式名：「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」

##### (概要)

地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化などの基本理念，地域の農林水産物の利用の促進や目標，施策など基本方針などについて定め，農林漁業者による加工・販売への進出等（六次産業化）に関する施策や地域の農林水産物の利用を促進する「地産地消等」に関する施策を総合的に推進することで，農林漁業の振興等を図る。

#### (3) 国の地産地消に関する目標

「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」（平成 23 年 3 月農林水産省告示）

①学校給食における地場産物を使用する品目数の割合が 30%以上（平成 32 年度）

②通年営業する農畜産物直売所の年間販売額が 1 億円以上のものの割合を 50%以上（平成 32 年度）

#### (4) その他関係法令

##### ①学校給食法（昭和 29 年施行）第 10 条第 2 項

当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用すること  
(抜粋)

##### ②食育基本法（平成 17 年施行）第 23 条

国及び地方公共団体は、（中略）農林水産物の生産，食品の製造，流通等における体験活動の促進，農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進，（中略）等必要な施策を講ずるものとする。

## 2 本市における主な取り組み

本市においては、食都神戸のローカルプログラムを中心として、様々な地産地消の施策を推進している。

### (1) 「こうべ旬菜育成推進事業」(平成 10 年度～)

平成 10 年度から農薬や化学肥料を慣行栽培の半分以下の使用量で栽培し、市場出荷する野菜を「こうべ旬菜」として市が認定し、野菜産地の育成、人と環境に優しい生産方式の導入、市民へ安全・安心な 18 品目の野菜の供給を行っている。

### (2) 「こうべ給食畑推進事業」(平成 20 年度～)

「神戸市食育推進計画(第 3 次)」(平成 28～32 年度)にも位置づけ、「こうべ旬菜」などの神戸産農産物の学校給食への利用促進に加えて、特に給食で利用の多いジャガイモ、タマネギ、ニンジンの供給促進を図っている。

[利用実績]

平成 29 年度神戸産野菜利用割合(神戸産生鮮野菜利用量/給食全体野菜利用量)

小学校：19.3% (242 t / 1,252 t)

中学校：21.6% (31 t / 143 t)

### (3) 直売所の開設

「六甲のめぐみ」や「道の駅『淡河』」など生産者組織、JA、漁協で常設している直売所が 20 カ所、その他にも、地域の里づくり協議会や民間事業者が開設しているものを含めると市内には約 50 カ所の直売所が開設されている。

(4) **ファーマーズマーケットの開催**（平成 27 年度～）

三宮東遊園地での定期開催 平成 29 年度 41 回開催

新たな地区での試験開催 平成 30 年度 4 回開催

ファームスタンドの開設 平成 30 年 3 月

※食都神戸の拠点施設の 1 つとして北野に開設した常設店

(5) **観光農園の推進**（昭和 43 年～）

市、J A、各園で相互の連携を目的に「神戸市観光園芸協会」（事務局 J A）を組織し、市内にあるいちご、ぶどう、なし、さつまいも、かき、とうもろこし等の観光農園の他、貸農園の P R 事業を実施している。

**3 政令市の地産地消条例設置状況**

現在、政令市 20 市のうち、地産地消に関する特色ある条例を制定しているのは、横浜市と福岡市の 2 市である。

(1) **横浜市（議員提案）**

「横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例」（平成 27 年 4 月施行）

(2) **福岡市（議員提案）**

「ふくおかさん家のうまかもん条例」（平成 27 年 4 月施行）